

統計部会
第3回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第3回 統計部会 議事次第

日 時：平成 18 年 10 月 3 日（火） 13:30～15:13

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1．開 会

2．議 題

（ 1 ）総務省統計局からのヒアリング

（ 2 ）総務省政策統括官室（統計基準担当）からのヒアリング

（ 3 ）その他

3．閉 会

(総務省統計局関係者入室)

斉藤部会長 定刻になりましたので、第3回「統計部会」を始めさせていただきます。

本日は、まず総務省の統計局から、総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画案についてのヒアリングを行いたいと思います。総務省統計局の飯島課長、よろしく願いいたします。10分程度でお願いいたします。

飯島課長 お手元の資料1、資料2とございますところをかいつまんで説明させていただきます。

資料1が「総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画(案)」ということで、まだ省内手続が終わっていない状況で、今日は(案)が付いた状態でお出しさせていただいておりますが、数日中には(案)が取れた形で公表したいと考えております。

「Ⅰ 基本的な考え方」ですけれども、2つ目のパラグラフの「統計の信頼性等を確保しつつ民間事業者を活用する枠組を構築することは、将来的な統計行政の発展に寄与するものである」という考えの下で、3つ目のパラグラフですが「民競争入札、民間競争入札その他民間開放を以下の取組を通じて積極的に推進していく」というのが基本的な考え方となっております。

本計画でございますが、本年3月の閣議決定で行われております「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」に基づいて、総務省所管指定統計調査の民間開放に向けて、調査実施者である総務省としての取組方針を現時点でのものを整理するという形で策定するものでございます。

Ⅱに具体的な業務の民間開放を書いてございます。

大きく2つに分けておりまして「1. 国直轄調査」は科学技術研究調査だけですが、これにつきましては、基本的に来年度の調査から民間委託を開始するというので、内容的には調査票の送付・回収(督促)、照会対応(記入指導等)に係る業務を対象いたします。

契約としては、19年度は単年度といたしまして、20年度以降については、19年度の実施状況を踏まえて更に総合的に検討していくというふうに考えております。

「2. 地方公共団体に実地調査を委託している調査」は、総務省の場合、科学技術研究調査以外すべて個人企業経済調査等を含めて入ってくるわけですが、これについての考え方と具体的措置を次の3ページ以降で書いてございます。

「(1) 考え方」の「 当面の民間開放の推進方策」でございますが、基本的には国の現在行っております調査の規模と民間が受けられる規模がギャップがあるということで、最後のパラグラフのところでございますが、当面は地域単位での民間開放が可能となるように、地方公共団体が法定受託事務として実地調査を実施している現行の仕組みを基本とした上で、民間開放を推進していくということ。これによって、民間事業者が少しずつでも実地調査に関わる業務を行う機会を創出していきたいということです。

「 国として講ずべき措置」ですが、基本的に各地方公共団体の主体的判断で民間開

放が実施されることになるわけですが、国としては地方公共団体における民間開放の取組を19年度から可能とするための環境整備を行っていく。

「業務内容等を固めた上での検討を要する統計調査」としまして、国勢調査と今後、新設予定の経済センサスにつきましては、いずれも現段階でまだ調査の詳細な内容が固まっておりませんので、これらについては見直し、あるいは企画の方向性を固めた上で、調査実施の前々年度中に民間開放の方針を検討し、結論を得る形にしたいと思っております。

4ページ、具体的な環境整備の内容です。

「概要及びスケジュール」にございますが、19年度から総務省所管指定統計調査について地方公共団体で民間開放に係る入札を実施して、民間開放を開始できるようにするために、必要な政省令、要綱等の改正を調査時期の到来に応じて順次行っていくということと併せて、地方公共団体における民間開放の取組を促進するための措置について検討していきたいと思っております。

また、19年度に実施する5年周期の大規模調査については、調査の実施時期が19年秋であることを踏まえて、それに留意して取組を進めていきたいと思っております。

「対象業務」ですが、民間開放の対象業務としては、調査員が行う調査票の配付・取集・照会対応、調査員の指導、調査区の確認、調査対象の選定等ということで考えておりまして、「調査の流れに応じた民間開放の在り方」ですが、都道府県が直接統計調査員を指導する調査につきましては、民間開放は実施を希望する都道府県により実施をする。

市区町村が統計調査員を指導する流れで行っております統計調査につきましては、民間開放は実施を希望する市町村が都道府県の同意を得て実施をしていくという形で環境整備を進めてまいりたいと思っております。

最後のところでございますが、こういった考え方、あるいは環境整備の具体的措置の内容につきましては、この計画が策定後、地方公共団体から寄せられる御意見、あるいは今、実施中の試験調査の結果などを踏まえまして、関係府省とも連携しつつ、18年度末までに必要な見直しとさらなる具体化を図ってまいりたいと思っております。

5ページに「総務省所管の指定統計調査一覧」を参考として付けております。

6ページですが「地方公共団体との調整について」ということで、現時点で考えられることを未定稿ということで付けさせていただいております。

「当面のスケジュール」といたしましては、計画策定後、速やかに都道府県に計画を送付する。併せて、民間開放についての意見照会・情報提供といったものをお願いしたいと思っております。

10月の中旬に都道府県の担当の統計課長に対する説明会を統計局で開催をいたしまして、そこで改めて計画についての説明、意見交換等を行ってまいりたいと思っております。

10月の下旬ぐらいまでに、それまでに寄せられた分について、できるだけ意見照会、情報提供依頼の回答ということととりまとめをさせていただいて、10月30日に統計局で実

施をしております研究会の予定がありますので、そこで進捗状況の報告をする。

11月1日に統計部会が予定されていると伺っておりますので、ここでも進捗状況の報告をさせていただきたいと思っています。

意見照会等の中身ですが、そこに書いてございます。今回、策定いたしました計画、更に民間開放全般に関しての意見・要望をお伺いする。

あるいは地方公共団体が実際に民間開放に取り組む上での課題や要望といったものを伺聞きする。

更に個別の調査ごとにいろいろ問題も違ってまいりますので、そういった民間開放に係る課題・要望を調査の特性別にどういったものがあるのか、この辺りを現場の視点から意見を伺いたいと思っております。

資料2が「科学技術研究調査に関する意識調査の結果について」ということで、中間報告をまとめさせていただいております。これは、今年度実施しております試験調査等の1つといたしまして、科学技術研究調査に関しましては、本体の調査客体に対して事後的に意識調査をかけまして、民間開放についての状況、意識について聞こうということで実施をしております。

科学技術研究調査はすべて郵送で行っておりますが、科学技術研究調査の回答が得られたところに対して、改めてこの意識調査をかけるということで、中間報告の段階では、7ページの一番下に科学技術研究調査の調査対象は、約1万8000とございます。そのうち、7月25日までに回収が行われた1万2,000に対して、改めてこの意識調査について調査を送りまして、約81%の回収を得ているものでございます。

結果は8、9ページにございます。

8ページは「問4について」科学技術研究調査の問い合わせや督促は国が行った方がよいか、民間が行った方がよいかという質問で、回答は「どちらでもよい」が57%、「民間がよい」が9%、「国がよい」が23%ということで、その理由は右の棒グラフにあるとおりです。

問5は「調査票の受領はどちらが行った方がよいか」です。これも、ほぼ同様の結果になっておりまして、右に「民間、国のよい理由」をそれぞれ聞いております。民間の場合は「効率的である」、国の場合は「秘密を守る」という理由が多うございます。

全般的に、9ページで「民間委託する際に事業者が注意すべき点」というのも聞いておりますけれども、やはり一番多いのは「秘密の保護」、更に「国からの委託を確認できる」「目的外使用の禁止」といったものが多くなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

斉藤部会長 それでは、今の計画案についていろいろ御討議いただきたいと思います。どうぞ。

小幡部会長代理 まず、一番早く民間開放するといわれた国直轄の科学技術研究調査でございますけれども、これは官民競争入札の手続でやるという理解でよろしいのでしょうか

かというのが1点。

もう一点は、ほかの部分については地方公共団体の法定受託事務のままにして委ねる。今後、意見照会をしたりとか、担当課長を集めたりということではいろいろ調整をやっていられるようでございますが、その際に、ここではまだ書けないのだと思うのですけれども、今まで自治体に費用として渡しているものを今後、自治体の方が民間開放をすると判断したときにどういうふうになるのかというのが、おそらく自治体にとっては非常に重要な関心事だと思います。以前からインセンティブとかいろいろ申し上げているのですけれども、その辺りはある程度早めに固められて臨まないで、自治体の方も始めの出発点からメリットがないといえますか、なかなか本気で取り組む姿勢にならないのではないかという感じがいたします。

この話は、総務省の統計専任職員の方とも絡むのですが、いずれにしても同じ総務省ではいらっしゃるので、そこら辺はなるべく早めに態度を決めておいた方がいいだろうと思います。

飯島課長 まず初めの御質問ですけれども、科学技術研究調査につきましては、基本的には民間に委託をする形にしたいと思っておりますが、公共サービス改革法に基づいた形だと思っております。

地方への説明ですけれども、以前にも御指摘をいただいたそういう会計上の問題はございますので、その辺は我々の方もできるだけ詰められるところは詰めて、また地方の御意見も伺いながら、そこは議論しながら進めてまいりたいと思っております。御指摘の点は踏まえて、できるだけ対応していきたいと思っております。

斉藤部会長 どうぞ。

高橋専門委員 アンケート意識調査の結果ですけれども、当然ながら民間にやった場合には秘密が守れるかどうかというのは非常に不安視しているわけですね。こういう結果が出て、実際にやる場合に、この対策はどういうふうにされようとしているのか。やはり督促は国がやると考えておられるのか。民間でやる場合でも、少しでも彼らの不安を改善するためにどういうふうを考えておられるのか。何か考えておられることがあればお教えください。

飯島課長 今回のアンケート調査でも、御指摘のような点が回答する側として一番気になる点であるというのは、我々の方も数字の上でも十分理解できたところですので、ここにもありますけれども、できるだけ調査をしていく上でいろいろな国からの委託によって行われている調査であること、あるいは事業者の方での秘密の厳守はきちんと守られるということといった点をできるだけ強調した形で調査に臨みたいと思っております。

斉藤部会長 これは、公共サービス改革法をベースにしてやっていただくということですから、今、課長から説明がありましたように、守秘義務もあれば、みなし公務員としての位置づけがありますしね。

自分の経験を言うと、日本の国民というのは、はっきり言うとみなし公務員というのも

相当公務員と見ます。やはり、あなた国家でしょうとはっきり言われますね。私どもみなし公務員で仕事をしているんですけれども、公が言うことだから仕方がないということは、やはり日本人の特性かもしれませんが、かなり効きますからね。そこは大丈夫だと思います。

高橋専門委員 もう一つ、今後のことですけれども、調査するところが単年度で毎年毎年変わると、果たしてそういう意識が出てくるか。あるいは複数年度にした方がそういった意識がいいのかという問題もありますから、その辺がちょっと気になったところです。

斉藤部会長 どうぞ。

小幡部会長代理 公共サービス改革法の方ではみなし公務員とかはあるのですが、法定受託事務の方は別途統計法の方で入れる必要がある。公共サービス改革法は直接かかりませんか。

櫻井参事官 自治体の業務については、特定公共サービスに位置づけられませんか、この法律の適用がないものですから、この法律に基づくみなし公務員の義務はかかりません。したがって、統計法の方で手当をしていただかないと、そこはできません。

小幡部会長代理 統計法の方での措置をとられるという準備があるわけですね。

飯島課長 統計法所管の政策統括官とも相談してということですが、そこはできるだけ問題のないようにはお願いしたいと思います。

斉藤部会長 そこは後でまたご検討もあるでしょうし、よろしく願いいたします。大事なことだと思います。

どうぞ。

廣松専門委員 大体計画案は煮詰まってきたように思いますが、まず1つ確認です。

科学技術研究調査に関して、今回、民間委託をするのは、2ページの にありますとおり、調査票の送付・回収、照会対応の業務に限定をする。したがって、集計に関してはここには入れないということですか。

飯島課長 ここの計画は、今回、調査の実施についての業務について整理をしたという形でまとめさせていただきました。集計のところは統計センターに係る議論の中でまた別途考えていく形になると思います。

廣松専門委員 ということは、18年度の入札に関しては、そのところは含めないということですか。

飯島課長 基本的には、ここの業務の範囲で入札をしたいと思っております。

廣松専門委員 あともう一点は、将来のことです。

特に地方公共団体を通じて行う法定受託事務の形で行っている統計調査に関して、総務省統計局が所管のものが大きいものはそうなのですが、同時にこれからヒアリングを行うわけですけれども、他省の統計調査も同じような調査系統でやるものもあるわけですね。そこは総務省さんの方が先行されるわけですから、それはいいことだと思いますけれども、それがかえって後からくるほかの府省の調査に関して何らかの影響を及ぼすというか、総

務省の方の統計調査で手いっぱい、ほかの省のことは受けられない、あるいは手を挙げるところがないということがないようにお考えいただければと思います。

多分、その点は、先ほど当面のスケジュールとして御説明いただいた地方公共団体との調整に関わるところだろうと思いますけれども、そこも是非、十分地方公共団体と御相談の上、実証していただければと思います。

飯島課長 御指摘の点も踏まえて、地方とは話をしていきたいと思っております。

斉藤部会長 どうぞ。

佐々木専門委員 法定受託事務として民間開放実施については地方公共団体の判断と示される計画が出たわけなんですけれども、委託業務の範囲であるとか、経費の面につきましては、今後、具体化ということで、まだ不明確な状況であると思います。ですので、委託できる範囲が限られますと、地方の業務が中途半端になりまして、かえって業務増となるおそれもございます。

また、民間の創意工夫とございますけれども、限られることによって本当にそういった工夫が得られるのかと、民間の力を十分に発揮できないのではないかとということもございます。

統計局の方がこの民間開放に積極的に取り組むということでありましたら、地方自治体の方が民間開放を実施する場合には、この委託範囲につきまして限定することのないようにお考えいただきたいと思っております。

経費につきましても、まだ不明確なものでございますけれども、逆に地方への負担が増えるということのないようにしめせんと、民間開放を地方自治体の方は決して進めていこうとはなっていないと思いますので、その辺も具体化に向けた検討をしていただきまして、地方自治体の方に説明いただきたいと思っております。

飯島課長 御指摘の点も留意して、できるだけ業務自体もやはりかなりまとまった形で出せるように考えていきたいと思っております。

斉藤部会長 個人企業経済調査というのは、今のところ未検討ですけれども、今後、前広に検討していただけると理解してよろしゅうございますか。

飯島課長 はい。個人企業経済調査について、一応、当面は今と同じ方法でと考えておりますけれども、またこれから試験調査の結果も出てまいりますので、そういうのも踏まえつつ検討してまいりたいと思います。

斉藤部会長 椿さんよろしゅうございますかね。ちょっと時間がありませんので、ダブりますけれども、今の御説明を一応こちらなりにまとめますと、今の計画案では、地方公共団体に実地調査を委託している調査の民間開放の具体的な実施は、地方公共団体が行うということとする。総務省は、どの指定統計調査の民間開放を具体的にいつからどのように実施するかを地方公共団体の意見、要望を踏まえて明確にさせていただく必要がある。

9月5日に閣議決定されました公共サービス改革基本方針では、指定統計調査の民間開放の具体的な検討を監理委員会と連携して行うとされておりますので、この計画においては、

民間開放についての具体的な検討がまだ十分行われていないと解釈します。

そういうことから、地方公共団体の意見を十分に聴取し、10月末までにとりまとめていただきまして、総務省としての具体策をこの統計部会に報告していただくということがお願いできると解釈いたしますが、先生方、こういうことでよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

斉藤部会長 それでは、そういうことで確認させていただきますので、よろしくお願いたします。まだ御質問等々ございますようでしたら、事務局の方へ御連絡をしていただきたいと思います。

また、本年3月末の「規制改革・民間開放推進3か年計画」で、18年度前半を目途に必要な方策を検討し結論を得るとされている統計センターの業務の民間開放の検討状況につきまして、統計局の田口総務課長から簡単ではございますが、御説明をいただきたいと思っております。

田口総務課長 統計センターにつきまして、前回、前々回と御熱心な御議論を賜りましてありがとうございます。

先日の御議論で各専門委員から19年度における独立行政法人統計センターの組織、業務の見直しとの関連で、更によく検討すべきとの御指摘をいただいたわけでございます。当方としても、これをいただきまして、現時点で結論を出すべき内容について、鋭意検討しているところでございますが、本日、間に合わなくて御報告ができませんので、恐縮でございますけれども、できるだけ早く御報告申し上げたいと考えてございますので、よろしくお願したいということでございます。

斉藤部会長 どうぞ。

廣松専門委員 前回のヒアリング等でかなりセンターに関しては先の見通しというか、組織そのものの在り方についてもこれから議論されるということですので、民間開放に関しては、どこまで踏み込めるかということに関して、現時点ではかなり難しいと理解いたしました。

そこでお願いなんですけれども、これは政策統括官の方にもお願いたしましたけれども、ほかの国々の集計作業というのは、どういう形で行われているのか。参考のために次回御報告いただくときにその資料も付けていただければ幸いですと思っておりますので、よろしくお願いたします。

斉藤部会長 よろしくお願いたします。

まだ具体案がないのですけれども、どなたかセンターについてどうですか。

それでは、現状はこういうことでありますので、このまま引き続き御検討をよろしくお願申し上げます。

それでは、政策統括官からヒアリングを行いたいと思っております。

(総務省統計局関係者退室)

(総務省政策統括官室 統計基準担当関係者入室)

斉藤部会長 どうもありがとうございます。それでは、前回同様、北田統計企画管理官からお願い申し上げます。

こちらからの質問事項を統計部会作成資料としてまとめておりますので、お手元にあると思いますが、これに沿って 20 分程度で御説明いただけたらと思います。よろしくようお願い申し上げます。

北田統計企画管理官 それでは、今、御紹介いただきました総務省の統計基準担当の政策統括官付の統計企画管理官をしております北田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、今、座長から話がありましたように、いただきました質問事項に沿って資料を適宜参照しながら御説明をしたいと思います。

お手元の資料でいきますと、中ほどの 16 ページから私どもの資料になっております。

まず、最初に統計調査に係る民間委託全体について、特に統計制度を所管する部局として、これまで統計調査の民間開放にどのように取り組んできたかということでございますけれども、お手元の資料ですと、17 ページを飛ばささせていただきました、18 ページに資料 2 として私ども統計基準担当の政策統括官業務を簡単に紹介した資料を付けさせていただきました。

お尋ねにありますように、統計制度を所管する部局ということで、大きくは統計行政に係る基本的事項の企画・立案・推進、この中で最近では特にその下にあります統計法制度の抜本の見直しの検討、あるいは地方統計機構の整備ということも従来からやってきました。

下の方の四角ですが、各府省が実施する統計調査については、審査・調整、基準の設定ということをしております。審議機関としては、一番下にあるような統計審議会というものを持っておりまして、重要な統計の審査には、この統計審議会の審議を経て諮問・答申という形で御意見を伺いながらやっているというのが私どものところ です。

それで、民間開放につきましては、1 つは少し古いですが、国の行政組織等の減量・効率化等に関する基本的計画、これは平成 11 年に閣議決定されたものですが、その中で統計事務についても包括的な民間委託も含めて、民間委託を進めて組織の減量化を図ることがいわれて、そういうところぐらいから民間委託を統計の世界でも推進すべきということが行政改革の取組とか、あるいはほかの政府決定等でも言われてきました。

それで私どもとしては、それを端的に受けたものとして、統計行政の新たな展開方向、これは民間委託だけではなくて、統計行政全体の進むべき方向について、平成 15 年に各府省、統計主管部局長等会議で申し合わせたものですが、この中で報告者の信頼確保に重点を置いた統計調査の民間委託に係るガイドラインを作成するということが決まりまして、これに基づきまして、関係省で構成します民間委託の推進検討会議というものを政府内に設けまして、検討しまして、統計調査の民間委託に係るガイドラインというものをつくっております。

これにつきましては、資料 3 ということで、19 ページからそれに関する資料を載せて

おります。

19 ページ、20 ページ、この 2 ページが概要でございます。それで本体は 21 ページ以降、少し細かい字になっていますが、21～26 ページまで本体を載せてありますが、内容そのものは概要をごらんいただければ、どういう趣旨でどういうことを取り決めたものかというのはわかると思います。

このガイドラインは、各府省が現在、統計法あるいは統計報告調査法に基づいて実施しております統計調査につきまして、民間委託の推進対象業務の範囲あるいは民間委託を実施するに当たって、報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置というものを定めたもので、各府省はこのガイドラインを踏まえまして、所管の統計調査について包括的な民間委託も含めて、一層の民間委託を推進するというにしているものでございます。

なお、後の質問とも関連しますが、ここでできております民間委託のガイドラインにつきましては、基本的には政府が所管する統計調査全部に係るものなのですが、特に統計調査員を使いました指定統計調査につきましては、非常に慎重な取扱いが必要だということで、その部分については、別途この後の動きを見て考えるということで、その部分だけは今後検討ということで作られているものでございます。

これによりまして、各府省が民間委託を推進するに当たってのどういうところの範囲の業務、統計調査の中の業務が適当であるとか、それをやるためにはどういうところに留意してやればいいのかというところを各省の合意として決めたものでございます。

その関連ですけれども、次のお尋ねにあります。このガイドラインにつきまして、現状はこういうものなのですが、改定の予定はあるのか、あるいは改定を行うに当たってどういう点を検討していくつもりなのかというところでございます。

これにつきましては、規制改革・民間開放推進 3 か年計画、再改定をされたものにおきましても御承知のとおり、総務省は他府省所管の指定統計調査等に係る市場化テスト・民間開放を促すため、ガイドラインの改定等、所要の措置を速やかに講ずることとされております。そういう形で、ガイドラインの改定について取り組んでいこうということで考えております。

現在は、先ほど報告した統計局でも統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会というのを開催していると伺っておりますが、そういう具体的な調査に係る検討状況も踏まえて、今後、このガイドラインについて関係府省で構成する検討の場というものを設けて、具体の検討を行っていくということにしております。

その内容につきましては、この運用を踏まえて、いろいろ直すべき点があれば、直すべきと思っておりますが、特に先ほど申しましたように、調査員方式による指定統計調査という部分の民間委託については、今あるガイドラインの中には一応含まれておりませんが、そこについても含まれるような形で必要な見直しを行ってまいりたいと考えております。現在、そういう形で具体的な検討を始める準備をしているところでございます。

以上がガイドラインの関係なんですけれども、ちなみに、一番最初に申しました国の行

政組織等の減量効率化に関する基本的計画の中でも、このようなガイドラインの作成等による推進と併せて、各府省の民間委託の状況をフォローアップするということがいわれておりまして、これにつきましては、ちょっと資料を戻りますけれども、17ページの資料1というのを1枚付けさせていただきます。これはこの関係の各府省の協議会で整理しているものなんですけれども、ざっと件数でいきますと、下の表の上から2行目「民間委託を実施しているもの」というところで、一番右側を見ていただきますと、292の統計調査について、何らかの部分の民間委託をしている。率にすれば、政府全体の統計調査の70%余りをやっている。

それから、どういう作業項目について委託されているかというのは、上のグラフを見ていただいた方が分かるんですけども、中ほどにあります符号付けとかデータ入力、チェック、統計表の作成、こちら辺が一番業務としては委託されています。企画とか標本の設計とか結果審査というところになると余りやられていない。実際の統計を集計して作成する実作業の部分について民間委託されているというのが多い。こちら辺ですと5~6割の部分で民間委託されているということがあります。これは、一つ現状での姿ということで見ただけだと思います。

以上が2つ目までに関連する関係でございます。

次でございますが、先ほど少し申しましたが、現在考えております統計制度改革の中で統計調査の民間開放については、どのような検討が行われているかということでございます。

これについては、資料4ということで27ページ以降に関連の資料を用意させていただいていますが、27ページは、今回私どもが考えている統計制度改革の全体像を表わしたもので、これは後で言及する機会があるかもしれませんが、特に今回民間開放についてということですと、2ページぐらい後になります。

29ページに一つの具体的な検討をした研究報告ということで統計法制度に関する研究会報告、これは総務省に置かれて検討したのですが、こちらで集中的に統計調査の民間委託の推進についても検討がなされています。その概要がここに載せられています。

一言で申しますと、この研究会におきまして、統計調査に関する国民の信頼を確保していくために統計調査により集められた情報の保護という観点からの検討、あるいは民間委託統計調査の適切な実施という観点からの検討が行われたわけですが、結論としては、統計制度改革というか、統計法の改正の作業において、民間の受託者に対する調査票の適正管理義務とか、秘密の漏えい等に対する罰則というものにつきまして、統計法としての規定の明確化を図るとということなど、所要の措置を講じていくということがいわれておりまして、今般の統計制度改革の中でもその方向で行くことを考えております。

それとの関連もあります。次の御質問ということになるんですけど、9月5日に閣議決定された公共サービス改革基本方針の中で統計法の改正について盛り込まれるということで、現在の進捗状況あるいは統計部会にどういう形でいつごろ報告していただけるのかと

いうお尋ねがあります。

これについてですけれども、統計調査の民間開放ということについては、統計法制度改革の中でも、今、申したように議論がなされたところでございます、ちょっと戻っていただきますと、先ほどの全体を示した資料ということで、27ページに戻っていただきますと、事の発端は、今からですと1年前ですが、17年6月の骨太で具体的に統計法制度を抜本的に見直すという閣議決定があって、その後、1年間、今、申した統計法制度に関する研究会、内閣府の統計制度改革検討委員会という2つの検討委員会で、その制度の具体化というのが検討されて、一番下の骨太の2006にあるように統計法制度を抜本的に改革するための法律案を次期通常国会に提出するというのが閣議決定で決められたという状況にあります。

そういうことですので、この改正法案は次期通常国会に提出を予定しているということで、その中で、先ほど申し上げましたように、民間の受託者に対しても秘密の漏えいとか、調査票の適正管理義務を定めて、また併せて罰則も明確化するという措置を講じていくことを考えております。

もちろんそれと併せて先ほど言いましたように、別途閣議決定でいわれております統計調査の民間委託に関するガイドラインの改定という実務面での推進も進めていくことを考えております。

それで、法制度につきましては、次期通常国会に提出するということを受けまして、現在、内閣府あるいは総務省で検討されました制度改革についての検討会報告というのをベースに法案化作業を、現在、総務省において立案作業を進めているところでございます。

具体的な内容で、条文ベースという話になると、まだ検討の途上ですので検討中ということなんですけれども、基本的な方針としては6月に公表されました2つの検討委員会の報告で、具体的には左に幾つか大きな四角でくくってありますが、統計の体系化とか、行政記録の活用、司令塔機能の強化と統計組織の在り方、それから統計調査の民間委託の推進、統計情報の多様かつ高度な利用、こういう大きなくくりで、それぞれの報告書には具体的にどうすべきということが書いてあるんですが、その内容を可能な限り忠実に踏まえてやっていくことを考えています。

現在、関係方面との意見交換とか調整等を行いながら、次期通常国会に出すべく精力的に法案化作業を進めているところですし、今後も精力的にやっていくことを考えています。

そういうわけで、この部会にも非常に重要な関係があると思いますので、具体的な内容を御報告する必要があると思いますし、御要請もあると思いますが、法案の内容がこういう流れの中で具体化した時点で御報告できるかなと考えております。

以上が全体の民間委託全般に係る制度的な問題、あるいは運用改善の問題というところ です。

次ですが、法定受託事務について幾つかお尋ねがあります。都道府県の統計専任職員配置費の現状及び算定根拠はどうなっているのかというところでございます、資料5の31

ページになります。

資料5の頭にありますように、国の大規模な統計調査の実施に当たっては、地方公共団体を地方の統計機構として活用するということが、制度全体としてのよい統計をつくるために必要であり、また効率的だという発想から置かれている制度でございまして、現在は都道府県に対して2,146人配置をしております。制度発足当時は全国で5,000人ぐらいいたんですが、その後、国の定員削減計画というのに準じてずっと削減をしてきておりまして、今は2,046人ということでございます。

この辺につきましては、33ページに経緯が書いてございまして、特に昨今では定員削減計画に合わせまして、毎年ずっと全体の枠としての削減というのが決められて、その中で制度を運用してきているということでございます。

そういうわけで、専任職員は総数というものについては、国の定員削減に準じて削減してきているということでございます。

あと、都道府県ごとには統計専任職員費につきましては、各都道府県における調査の業務量とか、あるいは各都道府県でも行財政改革の推進というのをしておりますので、そこら辺を踏まえて、こちらの方で配置数の妥当性というのをそれぞれの自治体の調査規模等を含めて勘案して検討いたしまして、毎年決定しているというやり方でございます。

ちなみに、現在、どういうふうに配分しているかというのは、1つ前の32ページの資料に付けております。

やはり調査規模が大きい大都市を抱えるようなところにつきましては、多く配置するという形になっております。

次ですが、専任費について、都道府県の統計専任職員費は国の統計業務だけをやっているのかということですが、国で負担している経費については、国の統計業務のみを対象としております。

もちろん、都道府県の統計主管課においては、都道府県として統計業務を同時に行っていますが、その部分は都道府県の経費で負担しているということで整理されております。

次ですけれども、地方統計機構の在り方について、民間開放との関係でどう考えるのかというお尋ねがございまして、それは民間開放を実際にどういうふうに進めていくかというやり方とか内容とか手法等にもよると思いますが、今回幾つか計画されているように、それぞれの地方の中で民間開放やっていくというようなことになると、国に地方公共団体の調査結果を責任を持って報告するという役割は都道府県の事務として残ると考えられます。

あとは、実際に業務量というのが具体的な民間開放のやり方によりまして、どの程度変化するのかというところを踏まえまして検討していくということが必要だと考えております。

それから法定受託事務について最後ですけれども、ベースとしている調査員制度の現状とか、あるいは調査員確保の在り方についてどう認識しているかということですが、やは

り1つは統計調査を円滑に実施して統計の正確性を確保するという意味では、やはり今でも統計調査員の役割は重要だと認識しております。

そういう中で調査環境も非常に難しくなっているというところも踏まえて、特に調査員について登録というような制度を設けまして、登録調査員ということで、そういう方々に研修を実施するというところで、質のいい調査員を確保するという施策については、引き続き重要だと思っております。私どもも統計調査員確保対策事業と呼んでおりますが、そういう事業をしております。それについては引き続きその必要性はあるんだろうと思っております。その概要につきましては、一番最後の35ページの資料に付けておきました。

各市町村ごとに統計調査員を、経験者も含めて希望者を登録しております。今、全体で10万人余りの方々を登録しています。そういう方々に資料を送ったり、研修をしたりというような事業をしているところです。

最後ですけれども、外国においてどういう状況になっているのかということに関して、民間開放の関係で少し触れてみたいと思っておりますが、特に海外における民間開放の状況について、なかなか網羅的に把握をしているということでもないんですけれども、ただ見た限りでは主要国、例えばアメリカとかイギリスとかオーストラリアでも、それぞれの国の判断として、いわゆる調査の実査の部分というのは民間開放はしていないという事実があると聞いております。

特にイギリスについてどういうことがあるかというのをかいつまんで御紹介しますと、各種文献を見た結果ではあります。御存じの方も多いかと思っておりますが、イギリスの場合はサッチャー政権のときに行政改革で政府が自らやるべき統計業務というのを政府自身が必要な情報を取るということに限るべきだということで非常に縮減をいたしまして、統計関係の人員と予算を25%削減したといわれているので、相当極端に削減したということがいわれています。

ただ、その結果として、結局その後数十年経ちまして、特に政府の内外から政府統計の品質の低下に関する批判、特にSNA、国民経済統計に対する精度の悪化というような批判がありまして、最終的には改めて国がやる統計機能というのを強化するという方向で進んでおります。その議論の中では、いわゆるマーケットテストということも統計に限らずいろんな業務につきまして実施をするということになったわけですが、そのときの統計の責任者が書いたような記述を見ますと、統計に関しては特に事業所・企業関係の統計で民間の調査実施者から直接データを集められるというのは、民間の立場としてはなかなか難しいという意見が随分出て、イギリスではそこら辺については慎重に対応しているということが記録として残っています。ここら辺は、他の国の例ということで、参考ということだと思っております。

ちょっと時間が過ぎてしまして、大体お尋ねについて、こちらから一とお答えしたと思っております。私からの説明は以上でございます。

斉藤部会長 ありがとうございます。それでは、御意見を御自由にどうぞ。

この前の質問に対して大体お答えをいただきましたけれどもどうですか。

どうぞ。

小幡部会長代理 今後統計を民間開放していくに際して法的措置は29ページのところで検討されて、次期通常国会に出されるということでございますね。

法定受託事務については、公共サービス改革法が直接かかりませんので、是非必要なことはやっていただいて、自治体が民間開放しやすい環境整備というのをきちんと整えていただければと存じます。

もう一点「地方統計機構について」というものなのですが、私がお聞きして調べていただいたのですが、今後指定統計について、それぞれの自治体が行うところは民間にやらせようとするという個別のばらつきが生じてくる可能性がありますね。そのときに専任職員の配置というのは、今、統計主管課を経由するのは23調査あるのですかね。そうすると、どれとどれについて民間委託になっていくとか、非常に細かなばらつきが生じてくるのが予測されますが、そのときにこの配置については、つまり交付額については個々にこの自治体はこれとこれが民間開放だから、では何人となさるのか、今の段階でどういうふうに対応されるのかを伺いたいのです。

北田統計企画管理官 おっしゃるとおりです。それぞれの自治体ごとの判断で指定統計調査について民間委託をやる、端的に言うと、やるところと、残っているところとが出てくると思いますが、こちらは先ほど申しましたように、全体としては核になる組織を維持しながらも、実際の配置についてはそれぞれの業務量を見ながらやっているということです。実際に動いていく中で、具体的には考えていかなければいけないと思っていますが、方向としては、やはり民間委託をして、その分の業務が減るようなところについては専任職員の配置をどうするかということの一つの要素として組み込んで考えていかなければいけないと思っています。

ただ、それを予算の段階で前の年から決めてかかっているのか、あるいは途中で結果的に民間開放されることになってということになると、事後的に戻してもらうということになるのか、やり方はいろいろだと思うんですけども、いずれにしてもそれぞれの県ごとの調査の民間開放の状況というのを一応踏まえて処理をしていく必要が出てくると思っています。

小幡部会長代理 こちらの専門委員の方に聞いた方がよろしいのかもしれませんが、実態ですが、都道府県にいる統計専任職員というのは、実際には統計だけを専門にやることで採用されている人でしょうか。

北田統計企画管理官 県の方というか、採用は私が聞いている限りでは統計だけをやるという形の採用、職員として見れば、そういう形にはなっていないと思います。

こちらで統計課に配置する専任職員は統計だけをずっとやる人ということで採っているというよりも、どちらかといえば、中核的な統計を担う県の組織として統計を全体としてきちんと責任を持ってやらせようという形での組織を確保するために置いているので、

それぞれの課の中にいる方々が全員統計だけをずっとやっているということではなくて、もちろん県の中で人事異動もあるわけですが、組織としては統計主管課というのは責任を持って統計の仕事をやる組織というか、そういう形で見えています。

斉藤部会長 どうぞ。

佐々木専門委員 1点は、個人情報保護という観点からでございます。統計の民間開放と出ました国民の一番関心事は、多分個人情報はいかに保護されるものであるかということに尽きると思います。

今でしたら統計法にその部分が明記されているということで、各府県、市もそうですし、地方自治体は、今、個人情報保護条例ということで、きちんと諸般の手続きをするという形になっております。

その際に、統計につきましては統計法で整理されておるということで条例から除くということ動きやすい形で動いております。

また、国民の皆様にも統計法でこのような形で個人情報が保護されておりますから御協力をお願いということでPR等もしております。

ということで、今、民間開放に伴った法整備のところ、どのようになっていくか、都道府県のところで判断せよという形、また統計調査員につきましては、守秘義務とかそういうことのを委託の中に盛り込んでおけばいいというような安易な感じでいきますと、現場は混乱するだけだと思いますので、特に個人情報の保護という調査環境の厳しい中でございますので、特に法整備の方では検討していただきたいと思います。

2点目に、今の会長代理のお話と同様に、専任費のことでございますけれども、経費につきまして、これから地方自治体の方に意見を聴取、また希望を取ることが統計局の方で入っていくわけなんですけれども、やはり経費面の具体化までいかなくても、基本線の提示がなければ、検討すら地方自治体はできないと思います。

まして今のお答えのように、事後で調整するということになりますと、地方自治体も組織、そして予算は前年度の夏に決まってまいります。そうすると、毎年毎年組織を、今年は10人増加、来年は5人減とか、そんなようなこともできます。全体的な地方それぞれ国の統計調査の展望、そして地方自治体の統計調査の展望を考えて検討していく。単に統計所管課ではございません。地方自治体として検討する大きな事項でございますので、その点のところは統計局と意見を合わせていただきまして御検討いただきますようお願いいたします。

北田統計企画管理官 2つ御指摘いただきまして、特に私どもとしても、今度の制度改正の中でも個人情報保護というか、特に民間開放の中でも統計における秘密の保護というのが確保されるということは非常に重要なポイントだと思っておりますので、そこが十分担保されるような制度改正にしていきたいと考えております。

それから、民間開放に伴う専任職員費の制度ですけれども、全く影響がない、考えの外になるわけではないということで、先ほどお答えしたところですが、具体的に民間開放と

の関係でどういうふうに考えていけばいいのかというのは、今、お尋ねがありましたように、具体的にそれぞれの調査での民間開放がどういう形で進んでいくかということと併せてよく検討してまいりたいと思っております。

廣松専門委員 34 ページのところに、現在の指定統計の調査系統というか、それが別に挙がっているわけですが、今は都道府県の統計主管課を経由するものに関しての議論なわけですが、一方で、参考というところがございますとおり、主管課以外の部署を経由する調査もかなり重要なものが入っているわけですが、今の段階では、当面は統計主管課を経由するものだとして、それ以外のものに関して、今後どういうふうにしていくのか、そこがちょっと気になるんですが、そこは何かお考えがあるんですか。

具体的には、例えば学校教員などだと教育委員会等、別のところが調査を行うわけです。その場合に、もう統計主管課を経由する場合と同じように、都道府県単位で任せるとか、あるいは社会福祉事務所だとか、保健所の場合にはどういうふうにするのか、そこはもう完全に都道府県に投げてしまうことになるんでしょうか。

北田統計企画管理官 今、御指摘がありました都道府県の統計主管課以外の指定統計調査、ここに例が挙がっておりますが、ここはまた別の目で見ると、総務省以外の役所が実施している統計調査という性格も持っておりますので、この辺につきまして、どうするかということについて、先ほど申しましたガイドラインについての改定の検討というのでも進めるべきといわれておりますので、そちらを考えていく中で、どういう形で考えていったらいいかということ国としても議論していく必要があると思っております。

ここでの資料では専任職員費というくくりの資料だったので、両方分けて書いていますが、ガイドラインの改定でほかの府省も含めて省庁全体としてどうやって進めていくかということについてはガイドラインを改定すべきということになっているので、その中で考えていこうと思っております。

齊藤部会長 どうぞ。

引頭専門委員 1点だけお願いなんですけれども、御丁寧な御説明ありがとうございました。

やはり私どもはユーザーなので、何度も言いますけれども調査の質ということが一番気になっていて、今回の「市場化テスト」の問題というのは、現行の実査体制をある程度維持しつつ、どういう形で民間開放できますかということなので、今、先生方が御議論されたようにいろんな問題が起きてくると思うんです。

それは、その問題としていろいろ答えを出さなければいけないスケジュールがあるので、そうなのかなと思うんですけれども、長期的に見た場合、先ほどの調査員調査は非常に重要で、確保しなければいけないので、確保対策事業もやっていますというお話ではあったんですが、一般的には非常に高齢化も進み、なり手も少なくというのも実態としてあると思うんです。

そう考えたときに、現在の体制で、例えば15年先に維持できるのかということ、多分難し

いでしょうねと思う人が国民の中ではかなりいるんだろうなと思われるわけです。

そうなると、10月末までにという話ではないかもしれませんが、やはり統括官室として調査員調査に変わるといいますか、調査委員調査という実査体制というものが本当に維持できるのかということもありますし、できないとすれば、こういった形の代替案があるのか。その中で「市場化テスト」というのは、どういうふうに関われるのかという形の抜本的な議論が、今回は難しいかもしれませんが、いずれはしなければいけないのかなと思っていて、そこは是非お願いしたいと思います。逆にそうでないと、現在の実査体制の中でとなると、いろんな問題があるなということのが正直な感想でございます。

北田統計企画管理官　そこは、今、御指摘のような長期的な視点に立って考えていくということも確かに必要だと思います。

斉藤部会長　どうぞ。

高橋専門委員　33ページの都道府県の専任職員の定数の推移を見て、5,000人から2,000人ぐらいまで随分減らしてこられたなという感じがあるんですが、勿論これは国から各都道府県に対する削減といいたいでしょうか、この期間でこれだけ削減してくださいよということで削減されて、なおかつマイナス23人とか非常にきれいな形でということは、今年はこの都道府県にやってくださいという形で指導があったのか、あるいは都道府県から自主的に削減しますという手が挙がったのか、それがどうなのかということがあるんですが、今後を考えた場合に「市場化テスト」の官民競争入札ということでいくと、この辺がもっと目に見えて削減していかなければいけませんねというのが国の考え方ではないか。そうすると、これまで以上に削減率を挙げていくような形での指導というのは今後行われるのかどうか。その辺をちょっとお聞きしたい。

北田統計企画管理官　なかなか難しいんですが、資料を見ていただければわかるように、今までずっと類似の定員削減というのは、統計が主体的に判断してというよりも制度全体の方針の中でやってきているということでございます。

そういう意味では、全体としてこれだけ削減するというのをそれぞれの県にどういうふうに配分していくかというのは、今おっしゃられたように、こちら側としてはそれぞれの県の調査規模というのを見ながら、一方で県としての実査の体制とか、業務の体制というのを見ながら毎年毎年決めてきているわけなんですけど、今後全体としてどのぐらいの流れになっていくかということについては、これから具体的に民間委託による実際の調査員調査というか、都道府県に行っている統計調査について、これから少しずつ民間開放が実際に進んでいくと思われまますので、こちらが先んじてどうするというよりも、そういうもともとの制度というのは県として割当てられた統計の仕事というのをきちんとできる体制を維持する、そういうところから制度が来ておりますので、実際に民間開放の中でそれぞれの統計課の仕事がどうなっていくかということと併せて答えを出していく問題なのかなと思っています。こちらの方から先んじて民間開放をやるんだから全体としてこういう流れでということよりも、実際に仕事のやり方が変わっていく中で、それに対してどうい

うふうに組織を考えていけばいいのかということで一緒に考えていきたいと思います。

高橋専門委員 新たな定員削減、17～21年度で10%というのは、どういうあれですか、もう決まっているんですか。

北田統計企画管理官 ここは決まっています。国の削減計画がこうなっていて、これに準じてなので、ここまでの外枠というのは決まっています。

斉藤部会長 椿先生どうぞ。

椿専門委員 基本的に先ほど引頭先生がおっしゃられたように、質を確保した上でコストを下げるためには、何らかの調査の方法論、調査の体系などに関する改善というのが中長期的になければと大変難しい状況ではないかと考えるところです。一方で、当面民間開放の中で質という部分に非常に留意していただく。

今回、29ページでしょうか、統計法制度に関する研究会報告書の概要ということに関していいますと、受託者等の要件、統計調査の適切な遂行に必要な受託者の能力などの確認というのは、やはりコスト以上に重要なことではないかと思うので、当面、受託者については資格要件を設ける予定はないということなんですけれども、ある程度一般的に見て、受託者の方が適切な能力を持っているということに関して、第三者的にも見えるといえますか、一般的に理解できるような仕組みを考えていただければと思うんです。

北田統計企画管理官 こども御指摘のように、受託の要件の中について明確にしないということではなくて、法文として書くという観点から見ると、別途の手段でもって確保できるという道があるんじゃないかという判断になっていると思います。

そういう意味では、国から都道府県にもし民間委託するときに、いろいろとこういう形でやってほしいということを投げるとしますし、そういう実務のいろんな局面で要件等を明確にして、適切な委託者を選ぶということは必要だと思いますし、そういう形でやっていくべきだと思います。

このコメントは、そういうことが要らないということを行っているのではなくて、逆にそういう形できちんと選定をしていくということベースに考えているということだと思います。

斉藤部会長 どうぞ。

廣松専門委員 一言補足ですが、この文章に関しては、今、管理官が御説明されたとおりなんです、ここで言う法律上の資格要件といえますのは、例えば統計調査士という国家資格というか、何かは必要ないであろうという趣旨でございます。当然受託者に関して適切な調査の遂行能力を持つこと、それから守秘義務等に関しては大変厳しく事前に審査していただくということだと思います。

斉藤部会長 ほかに御意見はございませんか。コストの問題と、それから質の問題が両方あるんだと思うんですが、私の理解では、一応統計行政の新たな展開、方向としてはできることならば民間の力を使っていこうということ、これは国として方向は同じと理解してよろしいんじゃないかと思うんです。

そういったしますと、先ほど統計局の方はああいう形で地方公共団体を使いながら民間開放できる部分はないかということで、前向きに取り組んでいただければ幸いですので、幾つか問題が出ていますけれども、やはり統括官の方からも国として民間開放ができやすいように新しい統計法というか、守秘義務も入っているかもしれませんし、それから現在の調査員方式が本当に担保できるのかどうかという問題もあるでしょうし、そういうことも含んだ上で、どうしたらできるだけ民間開放のラインに乗るかということをして是非行政のトップとして考えていただきたいと思います。

海外の悪い例に、いつもこのサッチャー政権下の失敗例が出るんです。要するに、行政改革に反対の人からいつも出てくる例なんです。物すごくたくさんいいことが行われた中に、たまたま1つ、2つこういうことが起こっていて、我々から見ると、これは確かに失敗だったのかもしれない。その後、御案内のように修正をしていますね。完全に元に戻ってなくて修正をしているわけで、徹底的に関係者で何が間違っていて、何でこういうことになったのかということと、どうしたらイギリスも修正がある程度できたかということと、日本ではこうしたら生かされるのではないかとか、これは無理だなみたいな、ぴしっとした研究を余り聞いていないんです。日経でも30回ぐらい連続で書いた中にもこれが出てきていましたし、何かせつかく国全体として民間の力を使って効率のいい、また質のいいものを求めようという動きをしているときなので、できるだけ前向きにどうしたらそれができるかということをお検討できるような新しい統計法というもののドラフティングができたならなとお願いしたいと思います。

そういう意味でも予算の振り方の問題点もそこに入ってくるんだと思います。現実には、統計局の問題だと思えますけれども、地方がどういう理由で民間開放するのか、何がインセンティブになるのか見えない。今からいろいろ事情聴取をなさるということですから、それも聞いてみなければいけないんです。本当はそれを促進するということだったら地方を通してでもいいから、民間開放をむしろ選んだ方が地方にとってもいいなという制度をつくってあげないと民間開放は進まないんだろうと思います。

一番恐れるのは、閣議で決まったんだから、これはやらなければしょうがないということで、二重に形だけやってしまう。実際は今までのものもあって、それで無理に民間開放みたいなものを作って、結果的には総合コストが上がってしまうということをやったんでは何をやっているのか意味がないのではないかと思いますので、その辺もよろしくお願いたします。

勝手なことを申し上げて申し訳ありません。

それでは、大変ありがとうございました。この辺で統括官からのヒアリングを終わりにして、本日のヒアリングを受けて、また追加の御質問等々ございましたら、事務局の方へお願いたします。どうも本日はありがとうございました。

(総務省政策統括官室 統計基準担当関係者退室)

斉藤部会長 それでは、部会の審議につきましては、官民競争入札等監理委員会に報告

することになっておりますけれども、統計部会の審議過程について監理委員会に報告することにつきましては、私の方に一任いただけますでしょうか、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

斉藤部会長 それでは、事務局と相談いたしまして、次回の委員会で私の方から報告をさせていただきたいと思えます。

次回の統計部会は12日の10時から開始する予定でございます。議事は、今のところ厚生労働省、経済産業省、国土交通省のヒアリングを予定しております。

それでは、今日の部会は、一応ここで終わらせていただきまして、もしいろいろ御希望等々ございますれば、このままでも結構ですし、懇談会ということでも何でも結構なんです、引き続き御意見を賜われればと思えます。

これはオフレコなんですか。

熊埜御堂参事官 オフレコなら傍聴者を出さなければいけないので、聞いていただきたいような話であれば、この部会が終わらずにやっていただきたいと思えます。事務局が別に強制する話ではございません。

斉藤部会長 では、オフレコを御希望の方は、後でまとめて私はオフレコと言っていたいて、むしろ一緒に聞いていただきたいような御意見があれば、先に出していただけますか、どうでしょうか。

熊埜御堂参事官 事務局からちょっと補足をさせていただきます。今、部会長が言われたとおり、次回の統計部会は10月12日からでございますが、次回10月12日にヒアリング、またその次は11月1日にヒアリングということで、次回と次々回のヒアリングで前からお話を申し上げておりますが、指定統計調査を所管している総務省以外の府省からのヒアリングということでやらせていただきたいと思えます。これは、法定受託事務のものもあれば、そうでないものもある。

それから、先ほどの政策統括官室からの説明がございましたが、法定受託事務で統計主管部局がやっているものもあれば、そうでないものもある。

当然いろんな形態がございますので、どう整理していくのかというのは、正直申し上げて、まだ今のところは見えておりません。各府省から個別の説明ですので、何らかの切り口で聞いていくというよりは、全体の実情を御理解いただくということが主眼になると思っております。

11月1日までヒアリングをしていただいた上で、私ども事務局の心積もりとしては12月の基本方針の改定に盛り込むのか、それとももう少し中期的と申しませうか、もう少し時間を置いて検討すべきなのか、その辺りの整理をしていただいた上で統計部会として、その後どういう方向で進めていくかということをお相談させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

斉藤部会長 何もございませんか。佐々木さんどうですか、言い尽くしましたか。

佐々木専門委員 統計局と政策統括官のところのすり合わせとは言いませんけれども、

やはり基本は統括官が持たれていて、実際に開放するというのが統計局ということで、皆さんもお聞きの中で、あれっと感じる部分があると思うんですけども、統計局のスケジュールのところ、10月に地方自治体にこの案を聞いて希望を募る、そういう絵に描いた餅が本当に焼けるのかなというのが、わかりませんが、いただいても地方の方はどう動いたらいいかわからないというのが半分正直なところ、半分地方は地方なりのところで、今の行革という流れの中で何らかの動きはしないといけないんだろうなと悩んで、実際に何をどう企画すればいいのかというのが、地方への説明のときに統計局がどのように御説明されるのかわかりませんが、悩むことにならないようになればいいなという感じでした。

小幡部会長代理 この専任職員の数というのは減らすことは簡単なのですか。

佐々木専門委員 多分地方からはなかなか難しかったと思います。

小幡部会長代理 と申しますか、ずっとそこにいて動かない、それは大丈夫ですか。

佐々木専門委員 それは全然ないです。逆に言えば、3～4年、どこの府県でも人事異動で動いています。

小幡部会長代理 必ずしもそこで専任ということではないのですね。

佐々木専門委員 名前が専任となっていますけれども、統計専門職員ではないということとです。

小幡部会長代理 それならば困らないですね。そこは民間開放して減らさなければいけないという話になってもね。

佐々木専門委員 要は全体のパイの中で、今年はこれだけ増えている、来年はこうと、そうなれば全体の組織というのを、特に小さい組織になれば持たないということがある。

小幡部会長代理 それほど専門性がないということですね。

佐々木専門委員 というか、本来はもっとユーザーの方から見れば専門性を持ってほしいというのは本当だと思うんです。

小幡部会長代理 わかりました。余り動かさないような人だと大変だなと思ったのです。

佐々木専門委員 それはほとんどないと思います。そういう専門性を身に付ける必要があるけれども、なかなかというのが、反対に地方の痛いところかなと思います。

廣松専門委員 同時に、周期調査の重なりが大きいんですね。ある年には大変業務が増えるけれども、それを過ぎると、少し暇になるというか、間が空くものですから、その周期の調整ということも常に議論されるんですがね。

佐々木専門委員 総務省だけではなくて、一番大きい経済産業省との調整というのが本当に大きい。それと、1つ、2つ仮になくなるというか、調査員さんの部分になりますと、調査員さんは、ずっと継続的にいろんな調査をしながら、それで引き止めているというのが1つあるわけなんです。全員ではないんですけども、それがどこかで、今、先生がおっしゃいましたように切れてしまうことにより、全体をどうするか。

小幡部会長代理 そうすると、自治体によって、例えば東京都であれば、できれば総務

省所管のものだけではなくて、自治体としてはほとんどすべての統計について出したいと思う、そういう選択もありますね。少しだけ残られてもね。

高橋専門委員 問題は、統計調査員の方にしわ寄せが来るのか、今まで来ていたものが来なくなって、民間の方に行ってしまった。それで出てこなかったけれども、あるときふっと来るかもしれない。

小幡部会長代理 どこかの省に残っていると中途半端ですね。

斉藤部会長 調査員が民間の会社に入ってしまう方がいいですね。

高橋専門委員 入った場合は、当然下がるかもしれませんがね。

斉藤部会長 かもしれない。わかりませんが、ほかのケースで聞いていて、確かにセキュリティカルなものがあって、セキュリティカーが非常に高いから官でやるべきだという説明を受けたのがあるんです。ここではないんですけれども、ほかの案件で、私はそういう考え方がものすごく摩訶不思議ではないんです。

つまり、官だったら遊んで給料を出していいと、どうしてそういう発想になるんだと思いました。本来民と同じはずなんです。ですからセキュリティカルにそこを埋める方法を考えるのが普通ですね。もしそれが出来るのならそれは官でも民でもいいんですが、民の方がどうしても埋めないたまらなくなるから埋めやすいというだけの話で、官の方でもこんなことがあってはいけないと、山が来たら谷が来たので、遊んでおくぞと思わないで、これはいけないと思われて、ではどうしようと、ずっとある程度のプラトーにしようと思われたら私は官でもいいと本当は思うんです。そのくらいなんですけれども、そういう発言がこの前ありまして、ほかの案件で私はやっぱり民間開放しなければだめだものすごく思ったんです。

やはりおっしゃるように、民間開放といっても調査員の方を民間の会社が吸収していくということなんでしょうね。それでフラット化する。そうでないと民間だって採算が合いませんからね。パイをどんどん大きくしていくということなんでしょうね。

引頭専門委員 部会長、よくわからないんですけれども、多分調査員の方は歩合制ですね。要は調査ごとに請負派遣みたいな感じですかね、要は季節工みたいな感じですね。なので、多分民間の会社が、六十幾つですね。それを受け入れるというのは、要するに派遣社員みたいな形の、それこそ登録を受け入れることは勿論可能だと思うんですけれども、多分その辺りだけ見ると、国と余り変わらない議論のような感じがするんです。

斉藤部会長 かもしれませんがね。それは私も知らないで言っているんで、もしそうならば、これはやってみないとわからないんですけれども、そうしたら民間開放はないという結論を出してもいいわけなんです。絶対にできないんだと。

ところが一番恐れるのは、何か閣議で決まったんだから、とにかくやるんだと。結局どこも減っていないし、何も変わっていないけれども、実際には確かにやっている。マスコミはやった、やったと報道だけはする。それは国民から見えないじゃないですか、どれだけ本当に経費が減ったんだとか、前と比較したらどうだとか、だから言葉だけが走って

いくわけです。民間開放しているとか。これが最悪なんです。それぐらいならば、もうやらないで、これはこういう理由で官でやるけれども、徹底的に経費を管理しながらやるよとか、そういうことにした方がよほどいいと私は思うんです。

何か決まったことはやらなければいけないと思われるんだらうと思うんですけれども、決まったこと自体が間違っているのかもしれないだし、それは大いに論議した方がいいと思います。

高橋専門委員 逆に都道府県の方のところに、あるいは調査員の方にどういう不満があるか、それが民間の知恵で解決できないかというアプローチもあると思うんです。まず、そういったものがいろいろ出てくればいいのかと思うんです。

佐々木専門委員 調査方法、手法とかの部分にもっと民間の工夫、こうすればというのものもあるのではないかと思いますし、今の業務範囲がわからずままだと、どう展開をしようとするのか、手を挙げて、だれも挙げない、ではだめという感じ、それだったら個別に調査員の部分だけでも、今すごくかたい任命制度になっているので、本当にしんどいところだけでもどこかに委託できるとか、何かそういう方法をするとか、都道府県、市町村の業務だって、もう少し実際にやっている部分を委託することができるのではないかとか、そういうところから見ていくこともできる。それが見られるんだったら、今の包括的なところまで白紙に戻して、守る体制ではなくて、そういうところを見る部分もあるだろうなとか、ただ、二重的にこの場合も、この場合もあり、また、都道府県ですからすべての市町村がするわけではありませんので、その指導が2通り出てくる。自分のところも何通りも出るとなれば、逆に増だけになるので、その辺のところが見えない部分が多過ぎて、意見もさまざまかなというのが正直なところですよ。

斉藤部会長 何か方向が逆になるような話になってはいけませんね。

佐々木専門委員 先日、斉藤部会長が専任費を決める前に人数を決めるのではないですね、本当にあれは痛いお言葉でした。

多分減ってきているのは、人口が減ってきていますし、事業者が減ってきていますから、おのずと減らなければおかしいんです。

斉藤部会長 さはさりながら一応ここまでまいりましたので、あとは統計局の方で、私はよくわからないんですけれども、総務省が主催して地方の課長さんを集められるわけですね。自由にものが言えるようなところですか。

佐々木専門委員 多分見ていましたら、意見照会とか、先にそういうものを出す。

斉藤部会長 これはどういうことなんですかね、説明を受けて人数の問題とか予算の問題というのは、課長さんでは、すぐ決断はできないでしょうから、地方自治体へ戻って、それを討議して返事するとか、そういうことになるんですかね。

佐々木専門委員 多分その場での意見を求めるという形ではないのかなと思います。

斉藤部会長 意見はありませんでしたから、このとおりということになって、ぼんといったりするのではないですかね。

佐々木専門委員 その前に意見集約をお願いということで、多分都道府県は都道府県なりで、そういう集まりの中で、何県はこういう意見を言ってくださいねという形である程度調整されるのかなと思うんです。時間的な部分もあると思いますので、全員を集めての部分でしょうからね。

小幡部会長代理 質問は出るでしょうね。ともかくどういうふうにやったらどうなるかということくらいは。

佐々木専門委員 意見を抑えるという場ではないんですからね、それに対する返事というのはね。

小幡部会長代理 どうしてよいかわからないから質問が出るのではないかと思います。

佐々木専門委員 単に統計調査の方法でしたらいいと思うんですけれども、組織とか人の部分とかに関わりが出てくるので、単に統計調査だけではなくて、都道府県としての考えを持っていかないといけないので、その辺のところを書く。

斉藤部会長 総務省がこの意見や要望を聞かれますね。それで、もう少し具体的な案を入れて最終案というのが出てくるんですか。

熊埜御堂参事官 これはまだ統計局とすり合わせをしているわけではありませんので、私は十分に認識しているわけではないですけれども、とりあえず一月で意見照会、情報提供を依頼した結果をとりまとめるという話ですので、統計局としては、今日の段階ではできていませんが、計画をつくったと、この計画について具体化していくことを考えていると。それについて地方公共団体としてどのように考えるのかということについて示すという話だと思います。

正直申し上げて、11月1日の統計部会の際にどこまでのものが出てくるかというのは読めないところが統計局においてもあるかと思います。

ただ、出てこない原因が何なのか、それから出てこないことの背景が何なのか、この辺りをちゃんと統計局の方で詰めていただくことによって、我が方としても12月をターゲットにするのか、もう少し先をターゲットにするのかという議論も出てまいりますけれども、どうしていくのか。ただ、19年度にやっていくという話になっておりますので、それについて具体的にどういう作業で進めていくのかということについては、意見紹介、情報提供のやりとりを踏まえながらやっていくという話だと思います。

ただ、これはずるずるとやる話ではございませんので、とりあえず一月ということを経験を決めてやっていただくということをお願いしているところでありますので、今、御指摘のありました説明会のやりとりとか、そういうことも含めて11月1日の部会では説明をしていただくということで、統計局の方にはお願いをしておきますし、また場合によっては代表的な都道府県を1つ、2つ、1日にならないかもしれませんが、来ていただいて部会の方でお話をいただくということも、これはまた御相談ですけれども、考えていきたいと思っております。

斉藤部会長 よろしゅうございますか。それでは、本日はこれで終了させていただきます

す。大変どうもありがとうございました。